

海上自衛隊訓令第10号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、海上自衛隊中央業務会計隊の編制に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月24日

防衛大臣 中谷 元

海上自衛隊中央業務会計隊の編制に関する訓令

（任務）

第1条 海上自衛隊中央業務会計隊（以下「中央業務会計隊」という。）は、海上自衛隊における給与（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の規定による若年定年退職者給付金（以下第15条第3号において「若年定年退職者給付金」という。）に関する業務を含む。）及び旅費に関する業務（これらの業務に付帯する出納に関する業務を含む。）を行うほか、海上幕僚監部、東京都（小笠原村を除く。）に所在する海上自衛隊の部隊及び機関（以下「海幕等」という。）に関する次に掲げる業務（内部部

局及び陸上自衛隊の中央業務支援隊の行う業務を除く。

）並びに海上幕僚監部の行う人事事務に必要な資料の作成及び調査研究を行い、海幕等の業務を支援することを任務とする。

(1) 文書交換に関すること。

(2) 福利厚生に関すること。

(3) 共済組合に関すること。

(4) 施設の維持管理に関すること。

(5) 物品の調達及び補給に関すること。

(6) 車両の管理運用に関すること。

(7) 営内居住を命ぜられた自衛官の居住及び給食に関すること。

(8) 電子計算機等の運用及び維持管理並びに電子計算機等に関する教育訓練及び技術指導に関すること。

(9) 教範、暗号書、信号書、演習記事、図誌、執務参考書、教育参考書、警備地誌、調査資料、規則類、諸計画書、定型用紙その他の業務の遂行に必要な印刷物（以下「教範等」という。）の印刷及び製本に

関すること。

(10) その他海幕等の支援に関すること。

(司令及び副長)

第2条 中央業務会計隊の長は、中央業務会計隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもって充てる。

3 司令は、防衛大臣の指揮監督を受け、中央業務会計隊の隊務を統括する。

4 中央業務会計隊に、副長1人を置く。

5 副長は、司令を助け、事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

(編制)

第3条 中央業務会計隊に、次の1科2部を置く。

総務科

業務部

経理部

(総務科)

第 4 条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 中央業務会計隊の公印の保管に関すること。
- (2) 中央業務会計隊の文書に関すること。
- (3) 中央業務会計隊の人事に関すること。
- (4) 秘密の保全に関すること。
- (5) 海幕等の衛生に関すること。
- (6) 営内に居住を命ぜられた海幕等の自衛官の居住に関すること。
- (7) 海幕等の文書交換に関すること。
- (8) 損害賠償に関すること。
- (9) 中央業務会計隊の事務の総括に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、中央業務会計隊の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(業務部の分科)

第 5 条 業務部に、次の 7 科を置く。

補給科

人事作業科

厚生科

車両科

施設科

システム管理科

印刷科

(補給科)

第6条 補給科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 海幕等の物品の取得、配分、修理及び処分の計画及び実施に関すること。
- (2) 海幕等の物品及び役務の調達並びに行政財産の取得の計画に関すること（施設科の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 教範等の補給、印刷及び輸送のための資材等又は役務の調達要求に関すること。
- (4) 海幕等の物品の現況調査及び物品管理検査に関すること。
- (5) 物品の亡失又は損傷に係る報告及び弁償に関すること。
- (6) 海幕等（海上自衛隊補給本部を除く。）に勤務す

る隊員の被服の支給及び交換に関すること。

(7) 海幕等に勤務する隊員の給食に関すること。

(8) 海幕等の物品の出納及び保管並びにその事務に必要な倉庫の維持管理に関すること。

(9) 海幕等の物品の発送、受領その他輸送に関すること。

(10) 部内の事務の総括に関すること。

(人事作業科)

第7条 人事作業科においては、次の事務をつかさどる。

(1) 海上自衛隊員の職務分類に必要な資料の作成に関すること。

(2) 海上自衛隊における各種試験（教育訓練に伴う試験を除く。）に関する問題案の作成及び試験結果の整理並びに海幕等に勤務する隊員に関する試験の実施に関すること。

(3) 海上自衛隊員の知能性格等に関する適性検査に関する調査研究に関すること。

(厚生科)

第 8 条 厚生科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 海幕等に勤務する隊員の宿舎に関すること（総務科の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 海幕等に勤務する隊員の福利厚生に関すること。
- (3) 海幕等に勤務する隊員の共済組合に関すること。
- (4) 災害補償に関すること。

（車両科）

第 9 条 車両科においては、海幕等の車両の管理運用に関する事務をつかさどる。

（施設科）

第 10 条 施設科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 海幕等の施設の取得の計画並びに取得及び建設の要求に関すること。
- (2) 海幕等の施設の維持管理に関すること。
- (3) 海幕等の行政財産の管理に関すること。

（システム管理科）

第 11 条 システム管理科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 海幕等の事務の機械化その他事務能率の増進のための電子計算機等の運用及び維持管理に関すること。
- (2) 海幕等の事務の機械化その他事務能率の増進のための電子計算機等に関する教育訓練及び技術指導に関すること。

(印刷科)

第 1 2 条 印刷科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 印刷に関すること。
- (2) 製本に関すること。
- (3) 印刷作業の記録及び統計に関すること。
- (4) 版下及び校正に関すること。
- (5) 印刷用データの編集に関すること。
- (6) 電子写真製版に関すること。

(経理部の分科)

第 1 3 条 経理部に、次の 3 センターを置く。

支出センター

給与センター

旅費センター

(支出センター)

第 14 条 支出センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 収入、支出及び現金の出納保管に関すること。
- (2) 経費及び収入の会計に関すること。
- (3) 債権の管理に関すること。
- (4) 部内の事務の総括に関すること。

(給与センター)

第 15 条 給与センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 海上自衛隊員の給与の支給に関すること。
- (2) 海上自衛隊員の退職手当に関すること。
- (3) 海上自衛隊員の若年定年退職者給付金に関すること。

(旅費センター)

第 16 条 旅費センターにおいては、海上自衛隊員の旅費の支給に関する事務をつかさどる。

(科長、部長及びセンター長)

第 17 条 科に科長を、部に部長を、センターにセンター長を置く。

2 科長、部長及びセンター長は、司令（業務部の科長にあつては業務部長、センター長にあつては経理部長）の命を受け、科務、部務又はセンターの事務を掌理する。

（委任規定）

第 18 条 この訓令に定めるもののほか、中央業務会計隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。
- 2 海上自衛隊東京業務隊の編制に関する訓令（昭和 38 年海上自衛隊訓令第 9 号）は、廃止する。